

社会福祉法人 萌葱の郷 行動計画

令和 5 年 10 月 1 日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間： 令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日までの3年間

2 内容

取組1： 職員の年次有給休暇取得を1人平均12日以上とする。

<対策>

- 令和 6 年 1 月 管理職が率先して年休を取得できるよう、職員全体会議等を活用し周知を行うとともに、業務の削減案を検討する。
- 令和 6 年 3 月 年次有給休暇取得日数を全体会議において公表するとともに、四半期ごとに進捗状況を公表する。
- 令和 6 年 6 月 取得日数が少ない管理職と対象職員に面談を実施し、原因と改善案を検討する。

取組2： 育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修を行う。
併せて、男性の育児休業取得者を1人以上とする

<対策>

- 令和 6 年 1 月中 管理職及び職員全体会議にて周知を図る。
掲示板やホームページを利用し職員全体へ周知
- 令和 6 年 2 月～ 対象となる男性の育児休業取得予定者に制度の説明